

マイクロ波学生フォーラムにおける奨励賞選奨規定

マイクロ波研究専門委員会 二種研究会
学生奨励イニシアティブ
令和7年7月14日制定

マイクロ波研究専門委員会 二種研究会である学生奨励イニシアティブ(Student Encourage Initiative 以下 SEI)が主催するマイクロ波学生フォーラム(Microwave Student Forum, 以下 MWSF)における、奨励賞の選定は、本規定によって行う。

第一章 総則

第1条 本会定款第4条ホ項に基づく電子工学および情報通信に関する学術または関連事業に関し、業績ある者の表彰または奨励を行う。

第2条 選奨の種類は次の通りとする。

イ. 学生発表奨励賞

第3条 前条の選定のため、SEIに選奨委員会を設置する。

第4条 選奨委員会は、委員長を1名、幹事1名、委員若干名とする。なお、原則として選奨委員長にはマイクロ波研究専門委員長、幹事にはマイクロ波研究会幹事経験者が就任し、委員はMWSFに参加者する選奨対象者以外の中から選奨委員長が任命する。選奨委員の主たる役割は、選奨採点基準の精査、採点者の任命、採点結果の集計、受賞者の決定を行う。また、採点者として自身を任命することも可能である。

第5条 第2条の受賞者は、MWSFにおいて優秀な研究発表をした学生講演者で、次の各号の全てに当該する者から選定する。

イ. 講演者として登録し、かつ講演を行った者であること。

ロ. 講演者が大学、高等専門学校等の教育機関に所属の学生であること。ただし、社会人学生は除く。

第2章 学生発表奨励賞

第6条

マイクロ波学生発表奨励賞は、MWSFにおいて、優れた研究発表を行った学生を表彰するものである。

第7条 選奨対象を下記に定める。

- イ. 選奨対象は第5条の要件を満たす発表であること。
- ロ. 過去に本賞を受賞したことのない者であること。

第8条 対象となる MWSF において、原則として、各年度2件程度を選定し、受賞者の総数は候補者数の10%に1を足して小数点以下を切り捨てた数を上限とする。受賞者を選定する手続きは細則に定める。

第9条 受賞者には、賞状及び賞金を贈呈する。賞金は授賞1件につき1万円とする。

付則

- 1) 本規程の改訂は、マイクロ波研究専門委員会の承認を得るものとする。
- 2) この規定の改訂は、令和7年度から施行する。

以上

マイクロ波学生発表奨励賞

受賞者選定手続き細則

マイクロ波研究専門委員会 二種研究会
学生奨励イニシアティブ
令和7年7月14日制定

選奨規則第6条による「マイクロ波学生発表奨励賞」の選定は、この手続きに従って行う。

1. 選定の対象者は、選奨規則第7条に該当する者とする。
2. 選奨委員会は、委員ならびに MWSF 参加者の中から選奨委員長が適任と認める者に、受賞候補者発表に対する採点を依頼する。
3. 候補者一人に対し採点者が3人を下回るところがないように留意しなければならないこととする。もし、採点者が3人を下回る候補者が一人でも出た場合は、その会における受賞者はないものとする。
4. 採点者は、候補者に利害関係(指導教員・共同研究者・親族等)があってはならない。利害関係がある場合は、採点時に申し出て対象者に対する採点を無効にすることとする。
5. 採点者は、受賞候補者が行った講演発表に対して、下記項目を総合的に評価し、採点する。
 - (ア) 投稿論文の読みやすさ
 - (イ) 投稿論文における新規性
 - (ウ) 投稿論文における信頼性
 - (エ) プレゼンテーションのわかりやすさ
 - (オ) 全体を通しての主体性
6. 選奨委員会は集計結果の順序を受賞候補者の順位とし、それに基づき、本賞の受賞者を選定する。
7. 同点の候補者については、選奨委員会の委員長、幹事が協議して順序を決定する。

以上